

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫との離婚を考えていますが、生活が大変になると思うと…

Q

30代女性。夫のことで悩んでいます。同い年の夫は、大卒の公務員。私は短大卒業後派遣社員として働き、5年前、婚活パーティーで夫と知り合いました。長身でハンサム、話も楽しくもてるのに、私なんかとよく結婚してくれました。実は夫には別居中の妻がいたのですが、幸い子供はおらず、夫は私と再婚したら心を入れ替えると言ってくれ、一人娘も産まれて、しばらくは幸せな生活でした。

何か言おうものなら怒る、挙げ句は、お前なんかと結婚したのが間違いだった、子供を連れて出て行けとまで言う始末です。夫の留守中にこっそり調べたら、やはり独身と偽り、婚活をしていることが分かりました。

夫の親に言っても、息子は悪くない、私が悪いからだを取り合ってくれません。夫の給料は手取りで月30万円はあるはずですが、その中から10万円しか渡してくれず、私も子供を親に預けて働いていますが、せいぜい月12万円にしかありません。子供はまだ3歳、離婚すると養育費しか払ってもらえないと聞きます。生活が大変になるので、別れたくはないのですが。



ところが、娘が2歳になった頃から様子がおかしくなりました。外泊はする、話はしない、それはお辛いことですね。

いわゆる離婚調停は、正確には夫婦関係調整（離婚）調停といい、離婚が多いのですが、うまくいっていない夫婦関係をよくするために起こすことができます。

相手は調停期日に出てきてくれ、話し合いに応じてくれれば、調停委員が中に入り、外泊はしないとかが、不貞行為はしないとかがいった具体的条項を盛り込むことも可能です。別居中が多いのですが、同居中でもできないことはありません。

ただ調停はあくまで互いの話し合いによるので、起こされたことでご主人が切れてしまい、欠席だとうにもならないし、よけいに離婚を加速させることにもなりません。

離婚の場合、その原因はご主人側にあるので、たとえ離婚訴訟を起こされても、裁判所は子供が小さいことも踏まえ、離婚を認めない結論になるうかと考えます。そして、婚姻費用と養育費として、ご主人の年収が600〜700万円を前提に考

えると月10〜12万円は支払ってもらえると思います。支払いを怠れば給料を差し押さえればよいので、公務員の場合、心配ないでしょう。ただ、別居期間が5年にもなり、再度離婚調停を起こされれば、今度は婚姻は実質的に破たんをしているとして、離婚が認められる公算は高いです。つまり、今離婚を先に延ばしても、後にはやはり養育費月6万円程度しか払ってもらえなくなる公算が高いということなのです。

女癖が悪いとかギャンブル癖、浪費癖や暴力癖など、婚姻継続がそもそも難しい性癖は、私の経験から言わせてもらおうと、ほ

ぼ治らないと思っています。その人たちはもともと結婚に向いていない男性なのです（同じことはもちろん女性側にもいえます）。中には女癖の悪い人が、子供が生まれて変わったという話は聞きますが、ご主人の場合には残念ながら変わらなかったようです。

難しい性癖はほぼ治らないと思います。夫を見限って、すっぱり離婚されたほうがよいかと。

A